

論文審査の結果の要旨

医療の進歩に伴う思春期若年成人のがん患者の増加、晩婚化や高齢出産に伴い、妊娠期にがん罹患する患者は増加傾向にあるが、妊娠期がん患者と家族に関する研究は、まだ少なく、手探りで支援している状態である。本研究は、がん治療と妊娠のバランスを考慮しながらの意思決定支援に着目した研究であり、妊娠期がん患者と家族と医療者のがん治療と妊娠継続に関する共有型意思決定を基盤とした医療者による支援プロセスと看護師の役割を明らかにし、支援モデルの構築を行ったものである。妊娠期がん患者と家族の意思決定支援の経験がある看護師、治療担当医、産婦人科医への個別インタビューから共有型意思決定を基盤とした医療者による支援プロセスを明らかにし、次に、妊娠期がん患者を直接的あるいは間接的に担当したがん相談に応じた経験のあるがん看護専門看護師らのフォーカス・グループ・インタビューからそのプロセスにおける看護師の役割を明らかにしている。それらのデータを統合・分析し、共有型意思決定を基盤とした医療者の支援プロセスと看護師の役割を6段階で提示するとともに、支援プロセス全体を促進している3つの看護師の役割を明らかにしている。また、データ収集の難しい妊娠期のがん患者を支援した医療者から貴重なデータを引き出し、丁寧に分析・記述し、そこから「患者と家族を意思決定支援の対象とすること」、「医療者がチームで支えること」、「患者と医療者が共に意思決定すること」を特徴とする共有型意思決定を基盤とした医療者による支援モデルという新たな知見を得ている。以上のことから、本研究は独創性や発展性を有し、看護学に貢献できる研究であると考えられる。

I. 予備審査においては、次の点が議論された。

1. 本研究の目的の表記について

本研究は、医療者による意思決定支援モデルの構築を目的としているが、いきなり意思決定支援モデルの構築にはならない。研究課題は、2段階で書かれているため、目的を2段階の表記とし、妊娠期がん患者と家族と医療者のがん治療と妊娠継続に関する共有型意思決定をめざした医療者による支援プロセスを明らかにし、医療者による意思決定支援モデルを構築することを目的とした方がよいことが指摘され、そのように修正した。

2. 患者への意思決定支援プロセスだけでなく、家族が入る複雑なプロセスの特徴が見えにくいことについて

患者への意思決定支援プロセスだけでなく、そこに家族が入るため複雑なプロセスになっているにもかかわらず、Carlesらの共有型意思決定のプロセスの4段階を用いて分析を行っているため、意思決定支援プロセスの大カテゴリからは、その特徴が見えにくくなっていること、記述されたデータは特徴があるため、それを生かす分析を行った方がよいことが指摘された。Shared decision-makingについては、様々な定義があるため、再度文献検討を行い、Krinston et al. (2010)とNHS(National Health Service)の考え方に基

づき、5段階で分析・修正した。

3. 本研究の意思決定の理論基盤について

文献検討で共有型意思決定 (shared decision-making : SDM) の考えが述べられ、それに基づいて研究を行っている。論文の背景として、意思決定=shared decision-making であることがわかるように、理論基盤があることを明確に記述した方がよいこと、意思決定支援プロセスをしっかりと考えることが新知見につながることを指摘された。そのため、理論基盤が明確になるように加筆した。

4. 結果のカテゴリ間の関係性がわかりにくく不適切なカテゴリ名が含まれていることについて

カテゴリの命名の仕方について、意思決定支援プロセスを明らかにしようとしているにもかかわらず、カテゴリに「意思決定」が頻回に出てくるため、他の表現にした方がよいこと、意思決定支援モデルの11の大カテゴリが3つに大別されているが、3つに分けた理由が書かれていないため、カテゴリ間の関係性がわかりにくく、整理が必要であることが指摘された。

意思決定支援プロセスでは、「意思決定後の迷いに付き合う」が特徴であること、また、医療者の協働のための支援体制づくりのカテゴリが本研究の特徴であり、支援プロセスそのものであることから、3つに分けて記述するのではなく、意思決定支援プロセスの中に組み込んだ方が、特徴が見えやすくなるのではないかとの意見があり、再考することになった。その結果、カテゴリ分類をカテゴリ、サブカテゴリ、コードに変更し、カテゴリ名やその定義についても修正した。また、「意思決定後の迷いに付き合う」については、意思決定の共有の定義になかった新たな段階であることがわかり、「医療者チームとして患者と家族を支えること」を特徴として、結果および考察を修正した。

5. 医療者の協働のための支援体制づくりと看護師の信念との関係を含めた意思決定支援モデルのプロセスの特徴について考察する必要性について

意思決定支援モデルでは、「意思決定支援プロセス」と「医療者の協働のための支援体制づくり」は並行して進んでいく。「医療者の協働のための支援体制づくり」が進むことで「意思決定プロセス」が進むと書かれているが、まずは意思決定支援プロセスの最初のアセスメントを受けて、医療者の協働のための支援体制づくりをしているように思われ、その後、意思決定プロセスに戻るということを繰り返しているのではないか。また、患者と家族の調整や医療者同士の調整、患者・家族と医療者の調整をする役割を看護師が担うことを看護師の役割拡大として行っている。その看護師の信念が看護師の意思決定支援として出てきているのではないか。さらに、医療者の協働のための支援体制づくりと看護師の信念との関係を含めた意思決定支援モデルのプロセスの特徴、意思決定支援モデルを実践していくときの看護師の能力について考察するとよいとの意見が出された。意見に沿って、結果および考察を修正した。

6. 妊娠期がん患者自身や家族を研究協力者にしていないことの共有型意思決定モデルの

限界について

本研究では妊娠期がん患者自身や家族を研究協力者としていないこと、医療者のインタビューから妊娠期がん患者の意思決定プロセスが十分に見えなかったことから、共有型意思決定のモデル案の限界を考察に入れる必要があることが指摘された。それに対して、今後は患者・家族を研究協力者として、共有型意思決定のモデルを構築していくことが課題であることを明記した。

II. 博士論文審査（公開審査）においては、次の点が議論された。

1. 研究目的が妊娠期がん患者と家族と医療者のがん治療と妊娠継続に関する共有型意思決定をめざした医療者による支援プロセスを明らかにし、支援モデルを構築することであるが、研究協力者として、特に共有型意思決定をめざした医療者を意識してリクルートしたのではなかったこと、共有型意思決定理論を基盤とした意思決定支援モデルであることから、目的並びにタイトルの表現を再考した方がよいこと。
2. 文献検討がしっかり行われ、研究計画がよく練られているが、研究協力者としての看護師をがん看護CNSや認定看護師を選定したのかについては、論文に選定理由が書かれていないため加筆すること。
3. 研究目的は、医療者の支援モデルを明らかにすることになっているが、看護師の役割に焦点が当たっているように見える。そのため、看護師の役割と研究目的との関係が見えにくく、目指すものが看護モデルなのか、支援モデルなのか明確になるように方法論に加筆した方がよい。
4. 既存の共有型意思決定理論は5段階で、意思決定をするまでの内容であるが、それに本研究の結果から6段階目として、意思決定について納得できるように支えるという揺れる患者や家族の支援の必要性が加わっており、6段階目を追加することは大切である。しかし、意思決定についての納得は、誰の納得なのかがわかりにくいため、それを明確に記述する必要がある。
5. 「5. 妊娠期がん患者と家族と医療者のがん治療と妊娠継続に関する共有型意思決定をめざした医療者による支援モデル」における医療者による支援モデルと看護師の役割との関係について、医療者による支援モデルの3段階の「選択肢の提示の段階」のみ看護師の役割が入っていない。この支援モデルが本研究の結果のみにより作成された原案であるために、今後この段階の看護師の役割が明確になっていく可能性があるのかなど、著者はどう考えているのかを考察に記述してほしい。
6. 「患者や家族と医療者との情緒的な関係性を構築する」のカテゴリは日本的であり、患者と家族の文化的配慮を受けている日本の共有型意思決定の特徴と考えられるため、そのことを考察に入れた方がよい。
7. チームで支援する意識を持つことは重要であるが、本研究におけるチームは同じ施設内のチームであったのか、異なる施設を含めたチームであったのかがわかるように追

記するとよい。また、共有型意思決定の支援モデルのための体制作りの課題についても考察等に入れるとよいのではないか。

これらの疑問点や修正点をふまえて論文の修正をおこなった結果、申請論文では上記の指摘に対して適切に修正がなされ、論文の精度がより高まった。その結果、研究の独創性がより明確なものとなり、看護学の発展に貢献する研究と評価することができ、博士論文の論文評価基準を満たしていると考えられた。

以上のことから本論文は、学位規則第4条第1項に定める博士（看護学）の学位を授与することに値するものであり、また、申請者は、看護学における研究活動を自立して行うことに必要な高度な研究能力と豊かな学識を有すると認め、論文審査ならびに最終試験において合格と判定した。